

ストップ!

ごみのポイ捨て 路上喫煙

三芳町をきれいにいきましょう!

空き缶や吸い殻等の投げ捨て…

飼い犬のふんの放置や路上喫煙を規制する条例ができました…

安全で快適な生活環境を確保するため、空き缶や吸い殻等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、路上喫煙の防止や土地の適正な管理を規定した「三芳町をきれいにする条例」を新たに制定しました。平成28年12月1日から違反行為を行ったものに対して罰則等が適用されます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

三芳町をきれいにする条例

平成 28 年 12 月 1 日施行

条例では 次のようなルールとマナーが決められています。

- ① 町内全域において、空き缶等の投げ捨て（ごみのポイ捨て）を禁止します（第7条）
※空き缶等とは、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の飲食物の容器、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、紙くすなど投棄されることによりごみの散乱の原因となるもののこと。
※投げ捨てとは、空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器などの定められた場所以外に捨てること。
- ② 公共の場所及び他人が所有する場所に、犬のふんの放置を禁止します。（第8条）
※公共の場所とは、町内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所のこと。
- ③ 町内全域の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所（室内を除く）では、喫煙をしないよう努めましょう。（第9条）
※路上喫煙とは、公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つこと。
- ④ 路上喫煙禁止区域内での、路上喫煙を禁止します。（第12条）
※路上喫煙禁止区域とは、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める環境美化推進区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域として町は指定することができる。

Q 路上喫煙とは、どのような行為ですか？

A 町内の道路や公園など屋外の公共の場所でたばこを吸うことや、火の付いたたばこを持つことです。また、「歩きながら」だけでなく、「座って」、「自転車に乗って」、「携帯灰皿を持って」の喫煙も含まれます。「たばこを吸う」という、個人の嗜好を規制するものではありません。

Q なぜ、路上喫煙はいけないのか？

A 多くの人が集まる公共の場所での喫煙は、喫煙する人が注意を払っても、他人に煙を吸わせたり（受動喫煙）、他人の衣服などにたばこの火が当たってしまったりすることがあります。特に、たばこを持つ手は子ども顔のあたりに位置するので、子どもたちに与える被害が発生しています。

Q 罰則はありますか？

A 過料の罰則を設けている自治体もありますが、三芳町では条例に罰則を設けていません。違反者を取り締まることが目的ではありません。人を思いやるという基本に立ち戻り、路上喫煙をやめてほしいと考えています。ただし、ごみの投げ捨てに関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」などで罰せられることがあります。

お問い合わせ 三芳町環境課 258-0019 内線 216・217